

# わが家塾通信

No. 3

平成18年7月

## 許すまじ。アスベスト飛散。

### 7月1日より、石綿障害予防規則が施行

- ようやく、アスベスト不安の解消へ、第一歩です。この7月1日から「石綿障害予防規則」が施行され、アスベスト飛散に対する厳しい法規制が始まりました。また、10月までに、改正建築基準法（アスベスト対策）も施行され、建築物からアスベストが一掃されることとなります。昨年6月に表面化したアスベスト問題は、約一年を経て、ようやく解決へのスタート地点に立ちました。
- これまで、木造住宅の多くが、何の手立てもないままに解体されてきました。増築や改造工事でも、何の疑いもなく建材を切断し、加工してきました。アスベストを含む吹付け材は、平成元年には製造が中止されましたが、アスベストを含む成形板（スレート板・サイディングなど）は平成16年まで製造されていました。これらの成形板は、住宅の軒天、外壁、台所の内装などに使用されています。身近で見かけた解体現場や増築現場の多くが、アスベストを飛散していたことを思うと、待ちに待った法律による規制です。
- アスベストの粉じんを吸った場合、次のような健康障害が起きる恐れがあります。
  - ①石綿肺（じん肺の一種）  
肺が繊維化するもので、せきなどの症状があり、重症の場合は呼吸機能が低下。
  - ②肺がん  
肺にできる悪性の腫瘍。
  - ③胸膜、腹膜などの中皮腫（がんの一種）  
肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。
- これらの疾病は、アスベストの粉じんを少量吸い込んでも発病する可能性があります。また、潜伏期間が20～50年ともいわれています。恐ろしいのは、アスベスト含有建材を直接扱わなくても、破壊を伴う工事現場や雨漏りや雪害による劣化、地震などによる割れにより、アスベストが空中に発散し、誰でもその粉じんを吸う可能性があることです。
- 子どもたちの、30年後の健康のために、今こそアスベスト飛散の撲滅が急がれています。